Question

8

株主配当の留意点

Q. 株主への配当は、どのように決めるべきか?

解説

1. 非上場企業における配当の留意点

①株式評価に関すること

相続税において、非上場株式会社の株式 評価方式の一つである「類似業種比準方式」 は、会社の利益、純資産、配当金を、国税 庁が公表する類似業種の値との比率により 計算します。そのため、会社の配当金額が 大きい場合には、株価も上がることになり ます。また、これらの三つの要素のうち、 二つ以上がマイナスの場合には、類似業種 比準方式での評価額の算入割合が低くなり、 株価が高くなってしまうことがあります。 配当政策として、税務面を考慮しながら、 配当金の支払の有無や金額を考慮すること も必要です。

②配当政策

非上場企業では、株主と取締役が同じで 同族であることが少なくありません。その ため、株主からの要請で配当を考えなけれ ばならないことも少なく、会社の経営を第 一に考えることができます。

会社の成長段階においては、配当を優先するよりも成長のための投資に資金を投入すべきです。配当をして、資金が枯渇したことによって会社の成長が止まってしまわないように注意してください。投資を行い会社が成長し、安定して利益が確保できるようになってから配当を行うことで、長い

目で見ればより多くの配当を行うことができるようになります。

中小零細企業の配当は、法人設立時の出資金額をもとに、配当利回りを計算し、10%を基準に考える会社が多いようです。配当利回り10%は、5万円の出資に対し5千円の配当になります。

③配当に関する税務

一定以上の収入がある個人にとっては、 配当として支給されるか、給与として支給 されるかで、課税所得は大きく変わりませ ん。一方、会社においては、給与で支給し た場合には費用になりますが、配当で支給 した場合には、利益処分のため、費用にな りません。個人・法人の税務、その他種々 の事情を考慮して配当を考えることも必要 です。







経営のバランスに配慮した株主配当

くご提案のポイント>

- ・配当を行う場合には、今後の設備投資や経営資金などのバランスを考慮して、適正 額を支払うようにしてください。
- ・配当はキャッシュがマイナスになるため、配当原資としての剰余金残高と、支払原 資としての資金残高を確認してください。

1. 利益剰余金の使い方

会社が獲得した当期純利益(税引後利益)の蓄積が利益剰余金です。

配当は、株主からの資金を元手に会社を経営した結果、獲得した利益の一部を株主に還元するために行います。一般的な配当は獲得した利益から配当が行われ、会社の利益剰余金が減少します。

株主は配当(インカムゲイン)での儲けのほか、会社が成長することで株価が上がることでの儲け(キャピタルゲイン)に期待して投資します。会社の成長には投資が必要であり、投資を行う場合にも利益剰余金が原資になります。

利益剰余金の使途は、その全額を配当や投資に当てるだけでなく、会社の運営資金として留保することも求められます。そのため、利益乗除金は会社の状況を加味し、配当、今後の成長のための投資、運転資金にバランスよく振り分けて経営する必要があります。配当しないことも選択肢の一つです。

2. 資金繰りを考える

利益剰余金は当期純利益の蓄積ですが、すべてがキャッシュとして残っているわけではありません。現金を含め、在庫や固定資産など現金以外の資産としても残っています。いくら利益剰余金が多く残っていたとしても、手元現金がなければ、配当を行うことはできません。配当を行う場合には、自社に配当原資となる利益剰余金だけでなく、配当の支払原資である資金残高を確認してください。

3. 配当の支払い手続き

非上場株式会社の場合には、定款の規定に基づき株主総会または取締役会で配当額を決議します。会社法で配当可能限度額が規定されているため、配当額はその限度額以下でなければなりません。一般的な配当原資は当期純利益を蓄積した繰越利益剰余金のうち、積立金名目としていない「その他利益剰余金」になります。





